

事業事前評価表

国際協力機構中南米部中米・カリブ課

1. 案件名 (国名)

国名：キューバ共和国

案件名：稲種子生産技術向上のための農業機材整備計画

Project for improvement of agricultural machinery for advances in rice seeds production techniques

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの現状と課題

キューバ共和国の農業セクター開発においては、低い食糧自給率の向上が優先課題と位置付けられている。中でも主食である米の自給率は約 40% (2012 年、国家情報統計局) と低迷しており、経常収支改善と食糧安全保障に資する米の増産は当国政府の米総合開発計画において優先的に取り組むべき課題となっている。

米の増産には、高品質の優良品種の種子を増産し、主要な米生産地への配布の拡充を図ることが重要である。当国では、2011 年の第 6 回共産党大会にて承認された「党と革命の経済・社会政策指針」において、種子の生産、加工及び販売に寄与する総合政策の開発と推進を掲げており、現在、稲種子生産システムの構築を進めている。

JICA は当国の稲作振興において、技術協力「中央地域における持続的稲作技術開発計画調査」(2003 年～2006 年) を実施し、その結果に基づいて地域特性に適した優良品種の導入と、その種子生産技術を普及するための協力を実施してきた。

しかしながら当国では、稲種子生産体制が大規模国营農場から農業協同組合や個人農家へと移行する中、組合や個人農家が使用できる機材が非常に限られている。このため、耕起や代かき、均平等圃場整備作業が適切に行われず、稲の育成にムラが発生している。また、移植機不足により直播栽培が中心であることも密植と雑草の繁茂につながっている。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

稲種子生産技術向上のための農業機材整備計画 (以下、「本事業」という。) は、米の主要生産地及び当国政府が戦略的に米生産の拡大を図る地域を対象に、稲種子生産に必要な機材を整備し、稲種子生産農家の機材へのアクセスを改善することにより、上記の課題解決を図ろうとするものであり、稲種子の生産性の向上による米の増産と食糧安全保障に寄与することが期待される。これは当国における開発政策と合致する優先度の高い事業である。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対キューバ共和国国別援助方針 (2014 年 4 月) では「農業開発」を重点分野に据え、食料自給率の向上に向けた米の増産等の支援を行うとしており、本事業は同方針に合致する。また、我が国は当国において稲作振興のための技術協力を過去 10 年以上にわたって継続的に実施し、直近では、技術協力「中部地域 5 県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」(2012 年～2016 年) において、優良な稲種子の生産技術の移転と普及を支援した。また、「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」(2016 年～2019 年) において、農業普及システムの強化を通じた栽培技術の改善を実施している。

(4) 他の援助機関の対応

持続的な食料生産（畜産、水産含む）に係る協力を実施している主な援助機関は、国連開発計画、国連食糧農業機関、欧州連合及びスイス開発庁である。稲作振興では、ベトナム社会主義共和国が2010年から2015年まで、主に西部及び中部地域を対象に大型農業機材（ブルドーザー、バックホー等）の導入、倉庫の改善及び稲作普及活動を支援した。なお、本事業との重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、キューバ共和国の対象8県及び1特別自治地区において、稲種子生産に必要な機材を整備することにより、稲種子生産の増加と供給の安定化を図り、もって当国の米の増産に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ピナルデルリオ県、マタンサス県、シエンフエゴス県、ビジャクララ県、サンクティスピリトゥス県、シエゴデアビラ県、カマグエイ県、グランマ県及び青年の島特別自治区

(3) 事業概要

1) 調達機器等の内容

トラクター（199台）、ロータリティラー（199台）、水田用車輪（199セット）、田植機（46台）、コンバインハーベスター（42台）、トレイ式播種機（41台）、育苗箱（4,158,000箱）、スペアパーツ

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、調達監理。ソフトコンポーネントはなし。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 13.31 億円（概算協力額（日本側）：12.15 億円、キューバ共和国側：1.16 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017年4月～2018年6月を予定（計15か月）。機材引渡し時（2018年6月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

農業省（Ministerio de Agricultura）及び農業公社グループ（Grupo Empresarial Agrícola）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類： C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：特になし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

技術協力「中部地域5県における米証明種子の生産に係る技術普及プロジェクト」（2012年～2016年）の対象地域5県及び技術協力「基礎穀物生産技術普及プロジェクト」（2016年～2019年）の対象地域8県1特別自治区は本事業の対象地域と同一であり、本事業で導

入する機材を活用し、技術協力による農業普及システムの強化を通じた栽培技術の改善を実施することにより、対象地域における稲種子生産の拡充を促進する。

(9) その他特記事項: 特になし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施の前提条件

- ・本事業で整備する機材以外の稲種子生産に必要な農業投入財が農業公社グループにより確保される。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件: 特になし。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

キューバ共和国の技術協力における本邦調達での機材の輸入に際し、先方政府内で通関手続きや輸入制約条件の確認に時間を要した。

(2) 本事業への教訓

本事業の実施に際しては、協力準備調査で確認した手続きが先方政府内で計画通り実施されるよう進捗をモニタリングするとともに必要に応じて書類作成等の支援を行う。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

2016年9月に安倍総理大臣がキューバ共和国を訪問し、首脳会談において稲種子増産を目的とした農業機材供与に向けた調査を加速することを表明している。また、本事業の目的である稲種子生産の増加による米の増産は、SDGsのゴール2（飢餓・食糧安全保障・栄養・持続可能な農業）に資することが期待されることから、事業の実施を支援する妥当性は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2015年実績値)	目標値(2021年) 【事業完成3年後】
対象地域における食用米生産農家の種子更新率 (%)	51.2	80
対象地域における稲種子栽培面積に占める移植栽培の比率(%)	ピナールデルリオ県 グランマ県	1.4
	他6県1特別自治区	24.0
対象地域における移植栽培生産における単収 (トン/ha)	生粳	4.2
	乾燥調製粳	2.9

2) 定性的効果

対象地域で稲種子生産者の質の高い機械サービスの利用機会が向上する。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6.(2) 1)のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

・事後評価 事業完成3年後

以 上